

株式会社アクセスネットワーク(以下「乙」という。)

書式利用サービス契約個別約款

(契約個別約款識別コード：SPIP-G-G-20091208-001)

第1章 総則

第1条 (本約款について)

1 本約款の識別型式名称、型式版番号、契約基本約款識別コード、を次の通り、とする。

約款型式名称 書式利用サービス契約個別約款

約款型式版番号 SPBP-G-G-20091208-001-001

契約基本約款識別コード SPBP-G-G-20091208-001

2 本約款を組み込む各の個別契約が、契約基本約款を組み込んだ場合は、用語の定義は、契約基本約款に従うもの、とする。

3 本約款を組み込む各の個別契約が、本約款と異なる定めをしている契約基本約款を組み込んだ場合は、本個別契約約款の定めが優先して適用されるもの、とする。

第2章 書式の利用方法

第2条 (書式利用規約履行規則等順守義務)

1 甲は、乙から引き渡された書式を、書式利用規約履行規則そのほか個別契約の定める方法 に従って利用する義務を負うもの、とする。

2 書式利用規約履行規則 に 個別契約と異なる内容の定めがある場合、書式利用規約履行規則を優先して適用するべきもの、とする。

3 乙から引き渡された書式に利用上保管上その他瑕疵が無いことを乙が保障しないことを承諾して、甲は書式を利用するもの、とする。

4 甲は、書式を利用する事業所ごとに書式利用側管理責任者を選任し、1項の義務を順守する体制を整える義務を負うもの、とする。

第3条 (書式利用規約履行規則の変更)

- 1 書式利用規約履行規則の内容は、乙が定めるものとし、内容 又は 表記の変更をした場合は、甲に遅滞なく通知するもの、とする。
- 2 前項の通知を乙が発信した日の24時から起算して、一か月以内に、甲が当該通知に関する異議の申し出を行わなかった場合、異議の申し出期限の時点で、変更の効力が生ずるものとし、以降、変更した書式利用規約履行規則の内容 及び 表記について異議を甲は主張しないもの、とする。

第4条 (書式利用側管理責任者の選任)

- 1 甲は、書式を利用する事業所ごとに、書式利用側管理責任者を定めなければならないもの、とする。
- 2 甲が書式を利用する事業所が複数あり、事業所間が物理的に離隔しているか否かを問わず、甲は一名の書式利用側管理責任者を、複数の事業所の書式利用側管理責任者に選任することができるもの、とする。
- 3 乙は、書式利用規約履行規則において、書式利用側管理責任者に選任される者に必要な資格を定めるもの、とする。

第5条 (通知義務)

- 1 甲は、次にあげる事項を、追加 または 変更した場合、乙が定める方法により、乙に遅滞なく通知するもの、とする。
 - 一 甲の主たる事業所（甲が株式会社の場合は本店、個人事業主の場合は、住所）の、①所在地 及び ②連絡先
 - 二 甲が書式を利用する事業所の、①所在地、②書式利用側管理責任者の名前 及び ③電話連絡先
 - 三 甲が書式を利用する事業所内に設置する、利用者印刷物の、①保管場所、②保管責任者の氏名
 - 四 甲が乙から引き渡しを受けた文書その他物体を保管する事業所の、①所在地、②所在地内に定める保管場所、②保管責任者の氏名
 - 五 甲が書式を利用する事業所内に設置する、書式 及び 利用者作成書例を保管する保存媒体を、識別特定するために必要な、MACアドレスその他乙が必要と指定する情報
 - 六 書式、利用者作成書例、利用者印刷物その他個別契約に関する物体・情報が保管されている場所を特定するのに必要な情報
- 2 甲は、従業員に自宅で業務をさせる等、個別契約に基づき利用できるパッケージに含まれる書式を、届出している事業所外で甲の従業員に利用させる場合、従業員の①氏名、②勤務先事業所の所在地・③勤務先事業所の連絡先を、乙が定める方法により、乙に遅滞なく通知するもの、とする。

- 3 甲は、甲の事業に従事する者以外に提出することを予定している書式を、提出し 又は 閲覧させた場合は、次にあげる事項を、乙が定める方法により、乙に遅滞なく通知するもの、とする。
 - 一 提出先が事業者の場合は、①事業者の名前（商号など）、②事業者の主たる事業所（甲が株式会社の場合は本店、個人事業主の場合は、住所）の、所在地
 - 二 提出先が官公署の場合は、①組織名、②提出した先 又は 閲覧した部署名

第4条 （調査受け入れ義務）

- 1 甲は、乙が必要と認める場合、乙が遅滞なく前条各号の通知をしているか否か、通知を適切に行える体制を整えているかを、甲の業務に支障がないと乙が判断する方法によって、調査することができるもの、とする。
- 2 前項の調査を実施するために、甲は、乙が必要と認める場合は、乙が甲が管理する事業所のうち書式を利用する事業所への立ち入りを認めなければならないもの、とする。
- 3 乙は立ち入りの際に調査の際、甲に個別契約に従っていない利用方法その他がないかを、甲の業務に支障がないと乙が判断する方法によって、あわせて調査することができるもの、とする。
- 4 乙が立ち入りの際に調査が終了した後に、甲の事業所内において、甲は乙が各個の質問ごとに回答する旨を限りで、締結している個別契約により利用できるパッケージに書式の適切な利用方法に関する質問をすることができるもの、とする。但し、乙は、いつでも調査を終了させ、事業所から退出できるもの、とする。